

平成31年(2019年)2月26日

姫路市長  
石見 利勝 様

姫路市個人情報保護審議会  
会長 菅 尾 英 文

姫路市個人情報保護条例第39条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成31年1月28日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申  
します。

記

(諮問事項)

「平成23年からの特定人及び審査請求人に関わる弁護士相談記録」の  
開示請求に対する不開示決定処分に係る審査請求

## 答 申

### 1 審議会の結論

平成30年11月5日付けで、法制課及び道路総務課の保有個人情報を対象とした「平成23年からの特定人及び審査請求人にかかわる弁護士相談記録等の全て」の開示請求に対し、姫路市長（以下「実施機関」という。）が行った不開示決定処分は、妥当である。

### 2 本件審査請求の経過

#### (1) 開示請求

ア 審査請求人は、平成30年11月5日付けで、「平成23年からの特定人及び審査請求人（以下「審査請求人等」という。）にかかわる弁護士相談記録等の全ての開示を求める（道路総務課、法制課）」（以下、「本件請求」という。）として、姫路市個人情報保護条例（平成17年姫路市条例第78号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、開示請求を行った。

イ 特定人は、審査請求人の父であるが、既に死亡しているため、条例第14条第3項の規定により、審査請求人は、特定人の保有個人情報の開示請求を行うことができる者に該当する。

ウ 市政情報センターは、請求内容を、道路総務課と法制課の所掌範囲に分割し、両課に開示請求書を送付した。

#### (2) 実施機関の決定

ア 実施機関は、道路総務課の所管する部分について、平成30年11月8日付けで、「請求内容の公文書は作成していないため存在しない。」ことを理由として、条例第19条第2項により、不開示決定処分（以下「処分1」という。）を行い、審査請求人に通知した。

イ 実施機関は、法制課の所管する部分について、平成30年11月8日付けで、「開示請求に係る保有個人情報については、当課では保有していない。」ことを理由として、条例第19条第2項により、不開示決定処分（以下「処分2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

#### (3) 審査請求

審査請求人は、平成30年11月13日付けで、処分1及び処分2の取り消しを求める審査請求を行った。

### 3 審査請求の趣旨

処分1及び処分2の取り消しを求める。

### 4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書を総合すると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成23年より、〇〇〇について、道路総務課に問い合わせを行っている（以下「本件事案」という。）が、担当者の知識だけでは回答ができない内容であるとする。
- (2) 当時の道路総務課の担当者は、弁護士資格、土地家屋調査士資格及び宅地建物取引士資格を取得していないと聞いている。しかし、本件事案は、無資格の担当者が判断できる内容ではなく、有資格者に相談しながら判断しなければ間違った判断をしてしまうと考える。
- (3) 当時の道路総務課の担当者が判断の根拠としている「境界協定事務取扱要領」には存在しない手続きを行っており、理由書も存在していない。
- (4) これらのことから、実施機関は、本件事案について弁護士に相談し、その対応を決定したものであると思われる。弁護士相談を行っているのであれば、公文書として記録を残しているはずであり、本件事案に関する弁護士相談記録が無いという不開示理由は不自然であり、実施機関の行った不開示決定は違法であるため、本件処分を取り消しを求める。

## 5 実施機関の主張

実施機関の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 道路総務課及び法制課では、過去に審査請求人等に係るいかなる件についても本市の顧問弁護士に相談したことはなく、当然に記録した公文書も作成していない。
- (2) このため、開示請求に係る公文書は存在しないことを理由に、条例第19条第2項の規定により、道路総務課及び法制課のそれぞれの課が所管する部分について、開示しない決定をした。
- (3) 上記のことから、本件審査請求における実施機関の処分には、違法又は不当な点はなく、本件審査請求は、理由が無いものとして棄却されるべきである。

## 6 審議会の判断

- (1) 開示請求に係る保有個人情報について

審査請求人は、長年にわたり道路総務課に対し本件事案に関する問題を提起していることから、実施機関は回答にあたり、弁護士に相談したはずであり、不存在を理由とする不開示決定は違法であると主張している。

しかし、審査庁では、当該事案に関して実施機関が弁護士相談を行ったか否かについて、次のとおり調査を行い本件請求に係る保有個人情報が存在しないことを確認している。

ア 〇〇〇に関する経緯の綴（紙及び電磁的記録）を検索したが、本件事案に関する

弁護士相談記録は存在しなかった。

イ 道路総務課及び法制課の共有ファイルシステムのデータ及び平成23年度以降の文書管理システムの保存文書を検索したが、本件事案に係る弁護士相談記録は存在しなかった。

ウ 道路総務課及び法制課の職員に聞き取り調査を行い、本件事案に該当する弁護士相談記録は作成していないとの回答を得た。

エ 平成23年度以降に法制課に在籍していた職員に聞き取り調査を行ったが、本件請求に関して顧問弁護士に相談した記憶はないとの回答を得た。

(2) 法制課によると、本市で顧問弁護士に相談を依頼する場合は、①高度な法的判断を要すると考えられる事案、②判例でも見解が分かれている事案、③担当課から顧問弁護士への相談を要請された場合であり、これらに該当しない事案は、法制課職員で対応している。なお、顧問弁護士への相談依頼は、次の手順で行われている。

ア 法制課が担当課から法律関係の相談を受ける。

イ 相談内容について、顧問弁護士の意見を聴いた方が良いと判断した場合は、法制課が顧問弁護士に面会の予約を取る。

ウ 相談当日は、担当課職員と法制課職員が弁護士事務所を訪問し、弁護士に相談をする。

エ 顧問弁護士に相談する場合は、顧問弁護士への面会予約に関する書類は、法制課で作成、保管される。

(3) 上記(1)における審査庁の調査で、当該事案に係る顧問弁護士の面会予約に関する記録は存在せず、聞き取り調査でも、当該事案に関する顧問弁護士に相談したことを裏付ける証言は得られていない。

(4) 道路総務課は、当該事案の対応について法制課に相談を行っている。このため、当該事案に関する公文書を作成・保管しており、審査請求人等の個人情報も記録されている。審査庁による道路総務課への調査では、当該事案に関する文書綴のほか、共有ファイルシステム内のデータ及び文書管理システム内の文書を検索しているが、顧問弁護士に相談した記録は確認されず、聞き取り調査でも、当該事案に関して顧問弁護士に相談したことを裏付ける証言は得られていない。

(5) 審査庁における再調査は合理的であり、その結果に矛盾はないことから、本件事案の対応にあたり、弁護士相談は行われなかったものと認められる。このため、本件請求に対し、対象となる保有個人情報が存在しないことを理由とした不開示決定処分に違法又は不当な点はなく、妥当であると認められる。

(6) 審査請求人は、担当者では回答できない内容のため、弁護士に相談したものと主張し、根拠資料として官民境界協定に関する資料及び審査請求人と実施機関の協議記録を提出している。しかしながら、当該資料から、実施機関が弁護士に相談したと推測できる部分はなく、審査請求人の憶測に基づく主張であると認めざるを得ず、審査請

求人主張は採用できない。

(7) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のように判断する。

(参考) 審 議 の 経 過

年月日	審議会	経過
平成31年1月28日	—————	諮問書提出
平成31年2月12日	平成30年度第1回審議会	諮問説明 委員による審議
平成31年2月19日	平成30年度第2回審議会	委員による審議
平成31年2月26日	—————	答申